

駒村圭吾教授の研究の軌跡

横 大 道 聡

駒 村 圭 吾

【提題】

はじめに

一 大学院時代

二 白鷗大学時代

三 慶應義塾大学と法科大学院

四 社会発信の強化

五 新テーマの開拓と今後

おわりに

【対話】

一 はじめのころ

二 法科大学院がスタートする

三 留学、そして「改憲論」・「同性婚訴訟」へのコミット

四 これからの「駒村憲法学」

【提題】

横大道聡

はじめに

本稿は、駒村圭吾教授（以下、敬称略）の研究の軌跡を追いながら、少々の思い出話も交えつつ、その時代ごとの特徴や問題関心を見ていくものである。個別の論文についての詳細な検討は本号所収の別の論考での対話に譲ることにするが、本稿はそれらを理解するための補助線としての役割を果たすだろう。なお、以下で引用する駒村の文献は必ずしも網羅的ではない。詳細は、本号の業績一覧を参照願いたい。また、執筆の時期と刊行の時期がずれることが一般的なので、必ずしも厳密な時期区分とはなっていないということをあらかじめ断っておく。

一 大学院時代

駒村は、アメリカの独立行政機関（独立行政委員会）の研究者として憲法学界にデビューし、その業績によって博士号を授与され、また、その成果は『権力分立の諸相』⁽¹⁾として結実している。

この研究について、駒村はある講演録のなかで、「私が大学院生として独立行政機関の研究に着手した頃、『独立行政機関の問題は既に解決された問題だ……』とよく言われました。……また、理論的にも殆ど関心が失われつつありました⁽²⁾」と回顧している。大学院に入ってから、あるいは入る前の段階から、学生の頭を常に悩ませる

のは研究テーマの選択である。解決済みの問題や、理論的関心が失われつつあるテーマは、普通であれば選択しない。駒村は上記の引用部分に続けて、「私の研究動機は、独立行政機関制度をもっと盛り立ててアメリカにおけるのと同様に日本でも隆盛をみるべきだというような提案することにあつたのではなく、独立行政機関をめぐる試行錯誤が生んだ公法学的・政治哲学的な議論の蓄積は、統治制度の設計を考える際重要な示唆を与えうるのではないか……というもの」⁽³⁾だったと述べているが、この説明は、当初から抱いていた研究動機の開陳であるというよりはむしろ、研究が進んでいくなかで徐々に形成されていったものであるように思われる。⁽⁴⁾筆者は、「解決済み」の論点を研究の主テーマに選択した理由に強い興味を覚える。そこに駒村の憲法学の原点があり、今に至るまでの駒村の研究に臨む姿勢ないし理念、哲学が凝縮されているように思われるからである。⁽⁵⁾

大学院時代の駒村は、独立行政機関の研究と並行して、表現の自由の研究にも従事していた。⁽⁵⁾研究者としての独り立ちするための修業時代に二つのテーマを研究するというのは、法学の領域ではあまり多くはない。駒村は、自身が「表現の自由に関する興味を深めることができた」理由として、「一九八八年四月に慶應義塾大学新聞研究所（現メディア・コミュニケーション研究所）の外郭の研究会として設立された『放送法研究会』に参加」⁽⁶⁾したことをその理由に挙げている。表現の自由は、憲法学の中で最も議論の多い領域の一つであり、理論的関心が強く向けられているテーマであつて、上述した独立行政機関研究と対照的である。⁽⁷⁾その後、駒村の表現の自由研究は、『ジャーナリズムの法理』⁽⁸⁾として結実し、その後も継続している（その詳細は本号の水谷瑛嗣郎論文を参照）。

こうして駒村の研究活動は、権力分立論と表現の自由論の二つを柱としながら、着手されたのであつた。

二 白鷗大学時代

駒村が一九九三年に白鷗大学法学部にて職を得た後、一九九四年に白鷗大学法学部の紀要『白鷗法学』が創刊された(白鷗大学法学部は一九九二年開設)。そこに駒村が寄稿した大部の論文は、権力分立論でも表現の自由論でもなく、倫理的問題を憲法学がどのように検討すべきかに関する論文であった。⁽⁹⁾その論文の冒頭で駒村は、自身の問題意識を、「憲法解釈と倫理的判断との緊張関係」という表題のもとで論じている。その問題意識について述べた部分を引用すると、「第一に、憲法問題が倫理的判断(とりわけ強度の倫理的判断)に関わる場合、それは単に解釈主体の前提的認識の問題として解釈主体の主観に委ねてしまつてよいのか、もし否であるとするならばそのような倫理的判断を差配する何らかの学理的原理・枠組を求めて法学以外の学問領域(例えば、倫理学、正義論、哲学、等)に模索を試みる必要があるのではないか」、より重要なものとして第二に、「倫理的判断に何らかのディシプリンを与えられるか否かに関わらず、そもそも倫理的判断に国家(あるいは憲法)がどの程度介入し得るのか、憲法学者は倫理的判断を憲法解釈にどのように取り込むべきなのか」というものである。⁽¹⁰⁾

この問題意識は、大学院生時代からの研究テーマである権力分立論や表現の自由論からは直接的には看取できない。その意味でこの研究は、倫理学、哲学といった学際研究に従事したという手法も含めて、駒村の憲法学に一つの一つの転機を成しているように思われる。⁽¹¹⁾

駒村は、二〇〇二年(慶應義塾大学着任の一年前)のある記事でインタビューに専門分野を聞かれた際、「憲法と法哲学です。憲法の中でも関心があるのが、まず『表現の自由』。報道とか、ジャーナリズム、芸術表現の関係で『表現の自由』がどうあるべきかについて関心があります。そして、『統治のしくみ』の中における行政と内閣。博士論文はこれについて書きました。／法哲学については、『寛容な社会をどうつくりあげるか』とい

うことです⁽¹²⁾と語っている。ここで駒村自身が、権力分立論、表現の自由論に並ぶもう一つの研究テーマの柱として、法哲学を挙げていることに目が留まる。先に見た倫理的判断の問題を法哲学の問題として捉えることが許されるならば、それが研究の柱の一本にまで至ったことには、いかなる背景事情や文脈が存していたのだろうか⁽¹³⁾。

三 慶應義塾大学と法科大学院

駒村が慶應義塾大学法学部に専任教員として戻ってきたのは二〇〇三年四月のことであり、法科大学院制度の開始の一年前というタイミングでの着任であった。法学部だけでなく、法科大学院を兼任して法曹養成の役割も担うこととなった駒村は、この時期以降、法科大学院教育に深く関係する「実定法解釈的な」憲法の論稿を次々と公表するようになる。駒村の研究にとっての第二の転換期といってよい。具体的には、LS憲法研究会編『プロセス演習憲法』（信山社、二〇〇四年四月）への参加、小山剛との共編による『論点探究 憲法』（弘文堂、二〇〇五年）の製作、『法学教室』誌での「論点講座 憲法の解釈」の共同連載（二〇〇七年四月～二〇〇九年三月）、そして『法学セミナー』誌での「ロー・クラス 憲法訴訟の現代的転回——憲法的論証を求めて」の連載⁽¹⁴⁾（二〇一〇年一月～二〇一三年三月）などがそれである⁽¹⁵⁾。

ここで私的回顧となるが、筆者は、二〇〇二年四月に慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程に入り、二〇〇七年三月に博士課程を単位取得退学した。駒村と出会うことになったのは修士二年の時である。次々と業績を公表され、また、大学院での指導などを通じて「駒村憲法学」⁽¹⁶⁾に魅了された私は、「自称駒村弟子」として、駒村のこれまでの研究を集めて読んでいったが、この時期に駒村の研究の「芸風」が変わったのではないか——正確にいうと、アメリカの判例・学説を丹念に追うスタイルの最初期の研究、法哲学へのシフトも見せ始めた白鷗時

代の研究とも異なる、関心も手法も新たな研究——との印象を受けたことを覚えている。もちろん、これは良い意味である。この時期に駒村は、法科大学院教育という社会的に憲法学に期待された役割を果たしただけではなく、憲法学全般について論じる力量を学界に示すことになったと思われる。事実、それらの研究は依頼仕事としてなされたであろうものを中心であり、自発的な問題意識から出発したものというよりはむしろ、時代の要請を受けた他律的な側面が多分に含まれていたように見受けられる⁽¹⁷⁾。

なお駒村は、この多忙な時期に従来の研究テーマの発展・深化をさせてもいる⁽¹⁸⁾。とりわけ、権力分立論と法哲学・政治哲学で当時広い注目を集めていた討議民主政論を融合させた議論⁽¹⁹⁾や、倫理的問題や寛容の問題と人権論の交錯問題の検討⁽²⁰⁾などが白眉である⁽²¹⁾。ともあれ、この時期の駒村の研究は、従来の研究の深化と、戦線の拡大という面を持っていたと整理できる。

四 社会発信の強化

二〇一三年あたりから、駒村は、一般社会・市民社会に向けての発信を強化し始めたように見える⁽²²⁾。その背後には、二〇一一年の自由民主党憲法改正草案に対する反対運動⁽²³⁾と、安倍晋三内閣における集団的自衛権の一部行使容認を内容とする二〇一四年七月一日の閣議決定に対する反対運動へのコミットメントがあり⁽²⁴⁾、そして、おそらくはこの閣議決定が実質的意味の憲法を変動させるものであったことを受け、憲法改正それ自体についての問題関心の高まり⁽²⁵⁾などがあったのだろう⁽²⁶⁾。また、憲法訴訟へのより積極的な関与も見せており⁽²⁷⁾、とりわけ近時は同性婚訴訟に力を入れている。

また駒村は、二〇〇八年四月から二年間、アメリカのプリンストン大学とハーヴァード大学での在外研究の機

会を得ている⁽²⁸⁾。この期間中も上記三で言及した諸研究（とりわけ雑誌連載）を公表し続けていたことにはまったく驚かされるが、この留学が駒村の研究にとっての第三の転機（の契機）になったように思われる。アメリカという地から日本の憲法そして憲法改正について考えることとなった駒村は、より「日本」社会に向けた発信の必要性を感じ、その活動を強めていくことになったのではないか。また、二〇一二年四月から慶應義塾高等学校校長を兼任し（二〇一三年七月）、その後、慶應義塾常任理事（副学長）（二〇一二年五月）、慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート（KGR）初代所長（二〇一六年一月～二〇一八年九月末まで）を務めるなど、一般的な「大学教授」とは違う社会的接点を広く持つ機会を得たことも、これに影響しているのかもしれない⁽³⁰⁾。

五 新テーマの開拓と今後

駒村の知的好奇心は衰えを知らない。二〇二一年に駒村は、IoBS（“Internet-of-Brains” Society）という研究会を立ち上げた。この研究会は、「いわゆる神経科学（neuroscience）の理論と技術に対して、法学や倫理学さらには広く社会科学一般の視点からこれを考察・統制するための研究ユニット⁽³¹⁾」であり、科学技術振興機構（JST）の「ムーンショット型研究開発事業」に関する研究の一環である。最新の神経科学技術への知見が不可欠な研究であり、にわかには参入が困難な研究領域である。駒村は弟子の小久保智淳と共に、国際学会での積極的な研究報告を含めて⁽³²⁾、この憲法学にとっての「未開の沃野」の開拓を試みようとしている（詳細は本号の小久保智淳論文を参照）。

ところで二〇二四年のある講演で、駒村は、「私は大学院生のころから、ずっと権力分立論、表現の自由、人権基礎論、戦後憲政史などに関心をもつて研究をしてきた伝統的な憲法学者です」と自己紹介している⁽³³⁾。自分自

身を「伝統的な憲法学者」と位置付けていることにも興味を覚えるところであるが、ここでは、「関心を持って研究をしてきた」という領域を見てみよう。⁽³⁴⁾

まず「権力分立論」、「表現の自由」は、大学院時代からの継続した研究テーマである。「人権基礎論」は、法哲学的な研究としての側面もあり、その意味では白鷗大学時代からの研究テーマに関係するものである。このインタビューで駒村が、先に言及した神経科学を関心のある研究領域に挙げていないのは、駒村がこの研究を、人権基礎論の延長線上に位置づけているからであろう。⁽³⁵⁾ 駒村の神経科学研究の関心は、神経科学が人権そのものあるいは自由そのものにいかなる影響を及ぼすのかであって、これは人権基礎論に属する問題系なのである。⁽³⁶⁾

他方、「戦後憲政史」を直接的に論じた論稿は、実は多くはない。⁽³⁸⁾むしろ駒村が関心を向けている「歴史」は、戦後日本の文学裁判であるように見受けられる。⁽³⁹⁾これに関する初期の論文が収められた駒村編の書籍の「はしがき」で、駒村は、法科大学院制度導入後の「深い判例読解」、すなわち、判例の内在的・整合的理解を試みる研究に「何か物足りない」という「欠乏感」を吐露している。⁽⁴⁰⁾この欠乏感が、衰えを知らない駒村の知的原動力の一つなのだろうか。そうだとすれば近時の駒村の研究は、法科大学院制度がもたらした幸福な副産物だと言えるのかもしれない。

おわりに

以上、大変雑駁であるが、質・量とも膨大な駒村の研究を、独断と偏見に基づいて時系列で整理してみた。筆者の思い違い、勘違い、誤解などを多く含むことが予想されるが、⁽⁴¹⁾駒村との対話を通じて、さらに「駒村憲法学」の輪郭を明確にしたい。

【対話】

駒村圭吾・横大道聡

一 はじめのころ

駒村… 自分の研究の「軌跡」を言語化したいと思う人はまずいないと思います。単純に気恥ずかしいですし、何より「軌跡」をたどり回顧と展望をほどこすに値する研究業績があると自惚れる人物にはなりたくない。そして、私自身について言えば、自分の書き散らしたものにそれほどの価値があるとは、どうしても思えない。これは何も気取って言っているのではなく、大方の研究者は実際そうなのではないでしょうか。自分の書いたものには価値などないと構えるのは、慎重深さと逆説的な自己顕示欲が投影されていると思いますが、他方で、自分の書いたものに対する責任を負いたくない、という動機も、私の場合含まれております。

今回、横大道さんに「これがお前の研究の軌跡だ」と突きつけられて、見たくもないものを見せつけられたという感慨とともに、薄目を開いて眺めてみると、ただただ惰性に流され、見切り発車で書き続けてきた足跡にも、「意味の秩序」がそうさせるのでしょうか、一定の「意味」を与えなくなってきたしまうのも事実です。すべては後付けでしかありませんが、横大道さんの提題論稿によって、実は当初から明確な動機と確固たる決断に基づいて筆を執ってきたのかなと、一瞬血迷うから、「回顧」とは恐ろしいものです。ジョン・ロールズの正義論の重要概念のひとつに「反省的均衡 (reflective equilibrium)」というのがあります。Reflectiveを回顧的と訳せば、回顧的均衡つまり「後付けの均衡」となります。自分の書き散らしたものを、後付けで辻褃の合

うように整理して見せるのがリベラリズムの課す責務であるなら、すこしだけそれにお付き合ひする倫理的義務があるのではないか……。これも血迷いのひとつかもしれません、そう思いました。

何より横大道論稿はオモシロイ。これは私と横大道さんにしか分からない楽屋落ちのようなどころもないではないのですが、自分の見たくもない「恥の書き捨て」の歴史を突きつけられて、なお本人が思わず面白がるものを書き上げていただいた以上、それに応答したいという、性懲りもないサーピス精神が溢れてきます。そういう気にさせる論稿です。第一、私自身が書いたことも忘れ去っている小論までも丹念にお読みくださっていたことを今回新たに気が付き、驚愕しました感動いたしております。そういった小論やインタビュー記事までも発掘されて、また引用して、私の研究動機や方針変更を推測・断定するという、ありがた迷惑的な問いかけを連発されている以上、なんとかこれに応答し、横大道さんの「推測」や「断定」のウラをかいてやりたいという気になってきました。

横大道… 駒村先生のご研究の軌跡を辿る作業は、私にとっては楽しい作業でした(笑)。また、駒村先生が小林節先生の還暦記念兼小林ゼミ三〇周年記念号にお書きになられた「小林節憲法学の衝撃」(二〇〇九年、非売品)で、小林先生の憲法学を「学問の季節」「政治の季節」「実務の季節」の三期に分けて分析された手法に触発されたものもありました(大変面白いエッセイですので、どこかの機会で公表していただきたいと思っています)。さらに、最年長の駒村弟子(?)として、この後に続く個別論文についての対話への橋渡しとしての役割を担うものもあると自負しております。

さて、私の文章では、独断と偏見に基づき、駒村先生の研究の軌跡を五期に分けました。独立行政委員会と表現の自由論に没頭された院生時代という第一期、法哲学・倫理学的研究にも着手し始めた白鷗時代の第二期、憲法学の様々な領域での解釈論を展開する第三期、そしてそれらの研究を深めつつ社会発信(研究成果の社会

還元)を強化する第四期、そして、脳科学や戦後憲法史にも研究のウイングを広げ新たな展開を見せている第五期です。まずは第一期について、いかがでしょうか。

駒村… 初期の関心であった独立機関(独立行政委員会) 研究のいきさつについては、瑞慶山広大さんの論稿とそれに対する応答のところで述べましたので、そちらをご覧ください。

ただ一点、「解決済みの論点」という指摘を受けたことについて応答しておきたいと思います。ある友人が某大家と某出版者の企画で座談会を行った際に、駒村という先輩が独立行政委員会を修士論文で扱おうとしているので、その論点をその座談会で取り上げてはどうかと提案したところ、「それは解決済みだからやめておこう」と言われた、というのが経緯です。真偽のほどは確かめようがありません。その大家もその友人も鬼籍に入ってしまったからです。ただ、彼がそれを私に告げてきた、その心理が私なりによく分かっていたので、話半分に聞いていました。大家が私の研究テーマにNGを出したとしたら、正直、かなりショックでした。それは偽らざるところです。が、同時に、「解決済み」と言うけれども何がどう解決したのかは自明ではないのではないか、解決済みなら有斐閣『憲法の争点』に「争点」として掲げられているのはどうしてなんだろう、もしかしたら解決済みの争点を並べるのが『憲法の争点』という企画の趣旨なのかな、とそんな風に考えていました。そのような思いは、ある意味、負け惜しみだったのかもしれないませんが、後年、『憲法の争点』の行政委員会の論点を私が担当することになるのですが、その時点で、「やはり解決済みじゃなかったんじゃないかな」と安堵したことを覚えています。

ちなみに、その友人は官僚になり、以後二〇年以上にわたり親交がありました。私が慶應に戻ったことを最も喜んでくれたのが彼で、銀座で祝宴をあげてくれたのを昨日のことにように思い出します。

横大道… 次に、第二期についてはいかがでしょうか。確かに『権力分立の諸相』でも、共和主義や熟議民主政

についての言及はありますが、深掘りして研究をなされていたわけではありませんでした。

駒村… これについては、吉川智志さんとの対話のところでも触れていますので、こちらも参考にしてください。たいのですが、そこでは十分に語っていない背景的なことを述べておきたいと思います。

大学院を単位取得退学して、慶應義塾大学の新聞研究所（現、メディアコミュニケーション研究所）に「研究員」の身分をいただきました。また、ほぼ同時に法学部の非常勤講師になり、結局大学院生の時よりも、慶應の各種サービスへのアクセスは向上したわけです。そのうち、白鷗大学の専任教員にもなるのですが、慶應の非常勤も継続し、栃木県小山市、東京の三田、神奈川の日吉、湘南台（後にSFCの非常勤も担当）と、三都県を踏破する生活をしていたわけです。今から考えるとよくそれだけの移動に耐えられたと隔世の感しきりです。日吉の事実上の必修科目である憲法（統治）という科目は九年間くらいやりました。非常勤がこういう重要科目を担当しているものか、という迷いもありましたが、貴重な経験として今でも血肉になっています。専任になっても継続してその科目を担当したので、「来年度からこの科目を引き続き専任教員として担当します」と授業で宣言したら、「あれ、とつくの昔から専任だったと思っていた」と学生だけでなく、法学部の専任者からも言われたことと思います（笑）。

横大道… 教育に対する熱心さがよく分かるエピソードですね。残念なことに私は、結局、学部での駒村先生の講義を受講する機会はありませんでした。しかし、慶應法学部から慶應ロースクールに進学した学生からの評判はいろいろと伺っているところです。

駒村… そんなわけで、白鷗大学で教鞭をとりつつ、慶應の非常勤を三田・日吉・SFCで掛け持ちをするという生活で、どちらかと言えば、「教育」に軸足を置く日々が続きました。三〇代はそれまでの無我夢中の研究生活に一定の方向性と言いますか、軸を屹立させて、より深く緻密なりサーチをすべき時期であるにもかかわ

らず、講義や演習に明け暮れるのは、若干の、と言いますか、かなりのリスクを伴います。一応、研究者を目指していたので、広がる不安をどうしたものか、通勤途上の電車の中でそれがアタマをもたげてきたものです。ある日、三田の非常勤講師控室に井上達夫先生がいらっしゃるのを発見しました。慶應の法学部は「法哲学」の専任者が長きにわたり空位だったので、東大から非常勤でいらしていたのですね。相手は新進気鋭というのも失礼なほど斯界の中堅として大活躍している先生であつたわけですが、前記の焦燥感も手伝い、思い切つて「聴講」をお願いしましたところ、快諾をいただきました。学部「法理学」を一年間もぐらせていただきました。けっこう克明に採つたノートが残っているはず。そこでは、法概念論と正義論の基礎を学ぶことができましたし、憲法学の触覚にも響くものがたくさんあり、憲法脳の細胞に電位変化が起きる経験をしました。同時に、井上先生が担当する慶大大学院の特殊講義にも参加させていただき、PHILIP SELZNICK, THE MORAL COMMONWEALTH: SOCIAL THEORY AND THE PROMISE OF COMMUNITY (1994) を講読しました。これに続けて、MICHAEL J. SANDEL, DEMOCRACY'S DISCONTENT: AMERICA IN SEARCH OF A PUBLIC PHILOSOPHY (1996) も読みました。あとこれは記憶があいまいなのですが、BRUCE ACKERMAN, WE THE PEOPLE, VOL.1: FOUNDATIONS (1991) も読んだと思います。

憲法学そっちのけというわけではなく、私としては憲法学にむしろ深くコミットしているという感覚で井上法哲学の薫陶と、アメリカの代表的論客の手ほどきを受けることができたと理解しています。時代的には前後するかもしれませんが、当時は、例えば生命倫理や死の哲学のような応用倫理学がとても勢いがあり、その流れでピーター・シンガーなども読み、また、他方で、共同体主義 (communitarianism) やその政治的バージョンとも言ひ得る共和主義 (republicanism) (とりわけ公民的共和主義 (civic republicanism)) が話題になっていました。上に挙げたセルズニツクやサンドルの作品が大学院で取り上げられたのはもちろんこのような知的背景

があつてのことです。そして、この流れの延長でブームになるのが、熟議民主政 (deliberative democracy) という政治思潮の台頭でした。井上先生がちょうど確か学術会議のプロジェクトで「立法学」の立体的再構成のようなものに携わられ、その企画の中で私も熟議民主政についての考察を執筆しました。

大学教員として歩み始めた初期のころ、まるで巡業のように各地で講義に明け暮れていた「教育活動」の半面、法哲学や倫理学、とりわけ、サンデルやドゥオーキンの関連作品を読み、生命倫理、共同体主義、公民的共和主義、熟議民主政などについて考えを巡らせていたのが三〇代の私です。⁽⁴²⁾ そう言つた勉強の繰り返し、後年、論稿となつてカタチを得ます。公民的共和主義については、井上先生が分担編集された「岩波講座憲法」の第1巻『立憲主義の哲学的問題地平』(岩波書店、二〇〇七年)にお誘いいただき、「共和主義ルネッサンスは立憲主義の死か再生か」という論稿になりました。また、熟議民主政については、これも先に触れましたように、井上先生が関わつていた日本学術会議のプロジェクトの成果物である講座企画にお誘いいただき、「熟議の担い手としての議会と裁判所」(西原博史編『立法学のフロンティア2 立法システムの再構築』(ナカニシヤ出版、二〇一四年))となりました。生命倫理については、白鷗法学に公表した『「生命・人間・倫理」の憲法論」という連載論文につながっています。これは「3」までで止まつてしまつたのですが、当時の構想としては、「4」およびそれ以降が、RONALD DWORKIN, LIFE'S DOMINION: AN ARGUMENT ABOUT ABORTION, EUTHANASIA, AND INDIVIDUAL FREEDOM (1993) を素材にその批判的分析を展開する予定でした。この本は、おそらく私が初めて注記まで含めて読み込み、かなり詳細なノートをとつて応接した洋書でして、結局、カタチにならずに御蔵にしまい込んでしまつたので残念です。

二 法科大学院がスタートする

横大道… 第二期の研究では、井上達夫先生の法哲学の影響が大きかったようですね。駒村先生がいち早く取り上げて論じたサンデルは、その後、『白熱教室』などを通じて日本でも大人気となりましたが、共同体的価値や善、そしてそれをめぐる熟議といった道具立ては、駒村憲法学に大きな影響を与えているかと思います。このあたりは、吉川先生との対話を見ていただくこととして、次に、第三期について、その背景的な部分を教えてくださいなと思います。

ロースクール発足時、私は博士課程の大学院生で、界限の盛り上がりを目にしながらも、「研究者コースと実務家養成コースは別だからなあ」と、どこか他人事のように感じていました。当時、まさか自分が法科大学院教育に携わることになるとは思ってもいませんでした。この時期の憲法学の空気感や、駒村先生が前例のない法科大学院制度をどのように見ていたかについても、時代の生き証人としてお話いただけませんか。

駒村… 二〇〇三年に慶應に移籍しましたが、その翌年に法科大学院がスタートしました。移籍した時に私の指導教授である小林節先生がまだ在任されていましたので、本来、先任者がローを担当されるのだと思っていたところ、小林先生はローでは授業を持たないと言われましたので、初代法科大学院長の平良本登規男先生から手伝ってくれと言われ、学部や研究大学院の授業の他に、ロースクールのスターティングメンバーとして憲法を教えることになりました。

当時の雰囲気は、教員も院生もとにかく「力んでいた」というのが率直な印象です。私もそのような熱量の中にいたことを覚えています。そういう緊張した空間がローでしたので、授業中はもちろん課外でもいろんなことが起こり、とても勉強になりました。毎週、三田界限の居酒屋に行くと必ずロースクール生がとぐろを巻

いていて、なんとなく学生気質が昔に戻ったかのような感覚がありました。

この時期は、「演習書」にかなりコミットしていました。同期の小山剛さんからの誘いで『論点探究・憲法』（弘文堂、二〇〇五年）を公刊しました。これは、かつて有斐閣から出版され、学部生のころに愛読した芦部信喜・小嶋和司・田口精一『憲法の基礎知識』（有斐閣、一九六六年）のオマージュです。小山さんは、他方で、信山社から出版されることになる『プロセス演習・憲法』（信山社、二〇〇四年）も企画され、私も参加させてもらいました。彼の「教科書」となる『憲法上の権利』の作法（尚学社、二〇〇九年）を到達点として、司法試験対応を意識しつつも、ドグマ―ティクの本道を行くような小山さんの活躍ぶりを横目に見つつ、「ああ、ロースクール時代はこういうスタイルが重要なんだな」と思いました。

で、自分でも何か憲法訴訟論と言いますか、権利制約の是非を弁別するドグマ―ティクをやってみたいなと思います、かつて学部時代に直に一瞬の薫陶を受けたことがある香城敏磨裁判官の書かれたものなどを読み始めた、ちようどその頃です。東京大学の石川健治さんから月刊「法学教室」で一緒に連載をやらなにかというお誘いを受けました。石川さんと行政法の亘理格さん、それに私で二年間にわたって「論点講座・憲法の解釈」を行いました。石川さんとはそれ以前、彼が都立大、私が白鷗の頃からのお付き合いでしたが、学会の終わった後、彼からこの企画への参加を依頼されたので、「どうして私なんですか？」と伺うと、「私と駒村さんの研究スタイルが水際だって異なるからだ」とおっしゃったのを覚えています。石川さんには連載において確固たる企画趣旨があり、ご自分の憲法論証作法、とりわけ刑法の思考様式の上に権利侵害論証を組み立てる作法が果たしていいのか悪いのか、だめなら明確に引導を渡してほしいと何度もおっしゃっていました。が、「水際だって異なる」私がそれを内在的にほじくり返すことなどムリな話で、ついていくのが精いっぱいでしたね。石川さんの本来の企みからすると「隔靴搔痒」だったと思いますが、他方で、ロースクール生にはインパクトがあっ

たようで、私としては、重要な論点について有益な示唆を与え得る企画になったと思います。単行本化の話もちろん浮上しましたが、かなり凝ったつくりにしようと思えどもこれもと考えているうちに、時機を逸してしまい、お流れになりました。本腰を入れて、素直に、書籍化していればよかったかなとも思います。

この時期の出来事で記憶に残っているのは、ロースクール制度も当初の狂騒が落ち着き出したころ、二〇一七年の七月に、憲法理論研究会のシンポジウム「憲法訴訟の動向——実務と学説の対話」に渡辺康行さんとともに元最高裁判事の千葉勝美さんと対論したことです。⁽⁴³⁾ 千葉さんの憲法訴訟論についての講演に続けて私と渡辺さんと鼎談したのですが、会場からの反応は「やはり裁判官と憲法学者の間には対話なんか成立しないよな」というものでした。私はまったく逆の印象をもちましたので、驚きました。むしろ裁判官と憲法学者の対話は確実に成立し得ると思ったからです。この点、イベント終了後に蟻川恒正さんと話した際に、彼もまったく同意見だったので、安心しました……。

以上のエピソードから、当時の憲法学界の関心のありかが見えて来ると思います。当時の憲法学は二つの正面を相手にしていた、二つのものとの接合ないし融合を標榜していたと思います。まず、第一に、「行政法」との接続・融合です。司法試験に「公法」という試験科目系が建てられて、行政法と憲法の融合問題が出題される可能性が期待（あるいは警戒）され、石川さんや亘理さんたちとの連載企画はその方向での当時の学界の関心を反映したものです。選定された論点も、法律の留保論、公共施設管理、訴訟類型論など二つのディシプリンの競合問題が積極的に扱われていました。次に、第二に、「判例」との接合です。憲法学をいかに裁判官たちの思考回路に接合し得るように再構築できるか、という強い関心が当時の学界にはあり、それが先に挙げた千葉勝美さんとの対話イベントに個人史的には反映されています。

そして、いずれも未完のミッションであり続けていますが、私としては、ロースクール制度の登場とその後

の蹉跌も含めて、当時リアルに感じることのできた私たちの意識の変容は、憲法学界に大きな影響を与え、現在もその延長にあるように思います。六〇年代七〇年代は、芦部先生と数名の著名刑事裁判官によって憲法訴訟が開拓されました。私の師匠などの世代は憲法訴訟論にコミットしなければ憲法学者ではないという感じでしたね。が、実務の関心は高かったのですが、アメリカ判例研究的な色彩が強く、学問的インパクトはフェーズ2に展開移行していくことは残念がらなかったと思います。もちろん、その時のアメリカ憲法判例研究の蓄積は今でも通用する基本タームをたくさん私たちにもたしらしてくれました。

横大道… 駒村先生が大学で学んでいたころ、つまり八〇年代からの憲法学の動向との関連では、ロースクール制度をどのように位置づけていますか。

駒村… 八〇年代は、憲法訴訟論の余波の上に司法権概念論争が登場し、主に、佐藤幸治先生の業績が学界を席巻した時期です。八〇年代末、一九八九年には、昭和天皇崩御、ベルリンの壁の崩壊という大きな出来事がありました。憲法学を含む社会科学の反応は素早かったように思います。まさに同年に公表されたフランシス・フクヤマの『歴史の終わり』が、民主主義の勝利宣言のように響いていた時期で、これらの二つの事件は、民主主義を内在的に再問することを私たちに求めているように思います。ですので、当時の憲法学界では、天皇制や民主政を再考するムーブメントが起き、憲法訴訟論や司法権論のブームに対して一定の軌道修正が働いたように思います。そして、翌九〇年には湾岸戦争が勃発し、にわかには九条論、国際平和主義などの議論が活発化します。このように九〇年代は、ある意味で憲法学の王道的論点に回帰したと言えるでしょう。徐々に憲法改正運動が息を吹き返す時代でもあります。

そして、二一世紀を迎え、ロースクール制度が登場します。かつて未完のままに終わった憲法訴訟論や司法権論が、ロースクールというより実践的なトピスを憲法学者が担うことになったことをきっかけに、ググッと

再興してきます。このムーブメントはアメリカ判例研究という比較法的興味にとどまることなく、先に述べた「行政法」との接続による「公法学」の開拓と、「判例」との接合というより実践的な意味合いの強いミッシェンが加わりましたので、ある意味で七〇年代の憲法訴訟論よりも本格的なものであったように感じます。別な言い方をすれば、七〇年代の憲法訴訟論の蓄積を活用・発展させる好機がめぐってきたわけです。

横大道… 提題論稿にも書きましたが、この時期の駒村先生の判例研究のスタイルが大きく変わったように理解しているのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

駒村… まったくご指摘のとおりです。ロースクールが始まったところ、判例をどれだけ知悉しているかが決め手になるといような雰囲気がありました。それが徐々に、「判例至上主義」あるいは「判例絶対主義」のようなものとなって潮流化していくのです。これは現時点でも続いている通奏低音と思われます。こういうと判例至上主義を非難しているようですが、私は一定の範囲でむしろ歓迎すべき傾向であると思っています。でも、まあなんと申しますか、あまりに過度になるとよくない。否、むしろ平板化して自動化された潮流になることに對する危惧もあり、いずれにしても大切な何かを失うような気がしたのです。というような思いがあつて、横大道さんが指摘するように、判例を網羅的に列挙羅列して分析することから距離を置いて、重要な判例を一個の完結した法世界を構築しているテキストとして扱うことにしたのです。⁽⁴⁴⁾ そのような方向で生まれたのが、これも横大道さんが的確に挙げていらっしゃる『危機の憲法学』（弘文堂、二〇一三年）に所収した「危機・憲法・政治の“Zone of Twilight”」です。Youngstown Sheet & Tube Co. v. Sawyer 事件合衆国最高裁判決（一九五二年）をしつこく分析するというものです。正確に言いますと、この作品は、今述べた判例分析に対するスタイルの変化を反映したという面と、もうひとつは、早稲田を幹事校として開催されていた奥平康弘先生と樋口陽一先

生を囲む勉強会に参加したことによって種々の啓発を受けたことも大きいです。奥平・樋口が生み出すそのような学問的磁場に一定期間所在したことも、私を大きく変えたとも言えます。ですので、そのような視点からしますと、あの「危機・憲法・政治の……」論文は、蟻川恒正さんがおやりになったジャクソン裁判官の言説分析を意識して書いてあるんですね。蟻川さんが扱ったジャクソン裁判官のもうひとつの相貌を描き出して、そこからある種の立体的なテキストの共鳴のようなものを企てたという面もあるのです。いかにも樋口的な試みと言えませんか(笑)。成功している自信はなく、むしろ企てとしては不発に終わっていると自認しています(笑)。

判例に対する向かい方が変わったと言う点で言えば、『憲法訴訟論の現代的転回』(日本評論社、二〇一三年)も自分の中では重要なものと位置付けています。あれは、石川さんたちとやった「憲法の解釈」という連載では未消化であったことを、自分なりに持続的に追究して行く先にできあがった書物であるという面が強いのです。が、他面、判例至上主義に対する歓迎と批判という、やや複雑な私のスタンスを反映もしているのです。つまり、判例の中に現れた論理をそのまま抽出して、準備書面や答弁書で活用する手引きとして書いた面があります。もっと有体に言えば、司法試験答案で活用してもらうことを意識して書きました。つまり、判例自らがこういう論理を使っただから、それを逆手にとって法理として鑄直して活用してはどうか、という提案でもありました。

三 留学、そして「改憲論」・「同性婚訴訟」へのコミット

横大道… 今の若い世代の憲法学者の方々は、この時期の研究が「駒村憲法学」であるという認識があるかもし

れませんが、それが醸成されるに至った詳細を教えてくださいました。まだまだ伺いたいことがたくさんありますが、紙幅のことを考えまして、第四期に移ります。

私の認識では、二〇一三年前後から、駒村先生の社会的な意味での「露出」が増えたように見えます。その背景には、もちろん、憲法学界のなかで活躍する方々の見解を求めたいという社会の側からのニーズもあったでしょうが、二〇一一年の自民党改憲案の公表や、二〇一四年閣議決定などがあり、駒村先生自身が黙ってられなかったという面もあったと思います。それに加えて、二年間のアメリカ留学で外から日本を見ることになり、思うところがあったのではないかと推測していますが、そのあたりについてお話しいただけますか。

駒村… おそらくは敬意と多少のギャグを込めて「駒村憲法学」と言っていたのだと思いますが、そんなものはないですね（笑）。なんでも手あたり次第に、書いてきただけで、何かを構築しようとする企てがあったわけではないです。が、ご指摘のとおり、その時期には、ロースクールが登場したこともあって、いわゆる解釈学説、これがいわゆる憲法学のメイン・コースであるとすれば、それに近い仕事を集中的にやっていたのはそのころだと思います。

そして、これもご指摘のとおり、二〇一〇年代の後半になって、いわゆる「露出」が増えたのも事実です。それには二つの方向性がありました。ひとつは「改憲論」で、もうひとつが「同性婚訴訟」です。

「改憲論」への接近にはやや運命的なことを感じます。二〇〇九年にハーヴァード大学で在学研究をすることになりましたが、当時は、九・一一の影響もあり、国土安全保障省の指示で二年間の留学プログラムを出発前に組立てないとビザが取れないという時代でした。しかも、留学の許しが出たのも突然だったもので数か月で二年間の留学プログラムを組み立てるという慌ただしい状況でした。どうしたものかと困ってしまい、名刺入れをひっくり返していると名刺交換をしたことのあるプリンストン大学の先生の名刺が出てきたので、すぐ

にメールを送ったところ、東アジア研究科に來い、ということになり、○・五件が落着。もうひとつは、妻の通う歯医者さんの知り合いにハーヴァード関係者がおり、プリンストンの下見に行ったときに、その方とボストンでお会いし、ハーヴァードの日米関係プログラムをすすめられました。帰国するともう年末で、そのプログラムに連絡をすると「もう締め切った」と言われ、「どうにかお願いできないか」と頼み込み、無理やり口頭試験を受け、幸い合格しました。出発の二か月前で、これからビザを取得しなければならず、とても焦りましたが、どうにか間に合いました。

横大道… ニューヨークとボストン滞在中の駒村先生を訪問したときのことを思い出しますが、裏にはそのような苦労があったのですね。

駒村… なつかしいですね。さて、その日米関係プログラムですが、プリンストンからハーヴァードに移る二〇〇九年四月はまだ同プログラムに着任できないので、五か月ほどどこかに所属できないとビザが取得できないことがわかり、またまた焦ったのですが、幸い、ハーヴァードのライシャワー日本研究所にポジションをいただき、難を逃れたのです。そのライシャワーの受け入れ教授が、その後家族ぐるみのお付き合いになるヘレン・ハーデカー教授でした。⁽⁴⁵⁾ ハーデカー教授は、日本宗教社会論の専門家で、神道研究の第一人者でした。ちょうど「State Shintoism」というクラスをお持ちだったので、それに参加しました。これに出席した時に考えていたことは後年論文になりました。⁽⁴⁶⁾ 詳細は省きますが、ハーヴァードの大学院教育には驚愕するものがあり、とてもショックを受けました。院生と一緒に勉強会をやったり、ハーデカー先生の代講（オウム真理教裁判と東京裁判の比較という仰天するようなトピックを与えられ戸惑ったことを覚えています）もやったりで、この時期はハーヴァードのあらゆる図書館を使い倒していました。このハーデカー先生が主宰していたのが「憲法改正研究プロジェクト」でした。これは、日本の改憲動向をアーカイブして将来現れるであろう研究者のたまご

に役立ててもらおうというプロジェクトで、今も続いています⁽⁴⁷⁾。その時に知ったのは、改憲をすすめようとする勢力に対して、市民レベルでの抵抗ないし発言にアメリカのジャパノロジストたちは強い関心を持っているということでした。Civic Activismという表現をよく耳にし、外交評議会のある研究者は三里塚闘争の追想記を愛読書にしていると言っていました。帰国後、憲法改正プロジェクトを本務校の慶應義塾大学法学部と継続し、国際交流協定 (Memorandum of Understanding, MOU) をハーヴァードと結び、五年間（一度更新しました）の期限を区切って「慶應＝ライシャワー共同研究プロジェクト『戦後日本のかたち』』というプロジェクトを立ち上げ、ケンブリッジと三田で相互にコンファレンスを開催するなどしました。めったにMOUを結んでくれないハーヴァードがよく応諾してくれたものだと思います。なお、これらの成果も海外の出版社から公刊し、形になっています⁽⁴⁸⁾。

さらに、日米関係プログラムはアクション・ペーパーを提出することと、それを使って口頭報告会を開くことが義務とされていました。それほど気楽なプログラムではないのです（笑）。その際に提出したペーパーでは、ポツダム宣言を受諾した一九四五年八月一日を「八月革命」というのに対し、マッカーサー草案を押しつけた翌年二月一日を「二月クーデター」と呼んで、このクーデターが後に極東委員会によって承認されることにより追完され、押しつけは合法的になされた、という着想を披露しました。これも、後年、英語の文献として形になりました⁽⁴⁹⁾。

この二〇〇九年から一〇年にかけてのハーヴァード滞在は、アメリカにしながら日本国憲法の正統性や国家神道について考えるという、ある意味で留学の意義を阻喪するようなものでしたが、他方で、ハーヴァードにいたからこそ、そういう課題に向き合え、また、ある意味でまるでよその国の出来事を客観的に見据えるかのような一時的錯覚に陥ることができたのだと思います。ハーヴァードでの研究生活はいろいろな意味でその後

の私の研究活動に影響を与えたと思います。 スピンオフ的な人間関係もハーヴァードという場で生まれ、今の私の国際人脈もそこが起点となっています⁽⁵⁰⁾。

さて、帰国してみますと、日本は、二〇一二年の自民党憲法改正案の登場と、安倍政権時代に突入していき、改憲論批判の著作が次々に出版されるという時期に入っていきます。私のそれへのコミットは、おそらく岩波書店のある企画（奥平康弘他編『改憲の何が問題か』（二〇一三年）に参加したのが最初だったように思います⁽⁵¹⁾。実は、私は憲法改正そのものには反対ではありません。そもそも憲法自身が改正条項を規定しているわけですし、必要があるときはやる他ないでしょう。ただ、やるなら、本当にしっかりしたものをやらないと、それは憲法に失礼である、と考えていました。ですので、岩波書店には「憲法改正そのものには反対じゃないが、それでいいか」と一応確認を求めたところ、まったくかまわないということでしたので、書きました。それが最初でした。そのころから、改憲論や立憲主義論、戦後憲法論についての発言が増えたように思います。

横大道… もうひとつの「露出」である「同性婚訴訟」についてはいかがでしょうか。

駒村… これは吉川智志さんとの対話篇の「一」でも触れていますので、こちらも参照してほしいのですが、ここでは少々違った角度からの話も含めて、述べておきます。私は、同性婚を含むLGBTQについて以前から強い関心をもっていたわけではないのですが、振り返ってみますと、留学に出る二〇〇八年以前から、それとなくその方向に近づいて行ったのだな、という気がします。

それも、ある意味、別の関心を手繰っていくと、次第にこの問題に近づいて行ったと言うことかもしれません。例えば、intimate association（親密圏）の自由が世紀転換期にアメリカで流行っており、それとの関連でGay Law⁽⁵²⁾が注目されたので、だれかやらないかなと思っていました（後に岡田順太さんがこれに深くコミットしていきます）。そんなとき、丁度、二〇〇三年にLawrence v. Texas 事件合衆国最高裁判決（539 U.S. 558

(2003) が下されました。ソドミー処罰法を違憲としたものでしたが、とても大きな判決でしたので、ソドミー云々というよりもアメリカ憲法研究の一環としてフツウに読み、分析し、書くことにしました。それは、二〇〇五年の「道徳立法と文化闘争」⁽⁵³⁾という論文になったわけです。これは、同性愛問題というよりも、「道徳立法」つまり「意味の秩序」を固定化しようとする立法と、「意味の秩序」を保守／解体しようとする「文化闘争」という関心、そして、それは従前の私の関心であった「寛容の論法」や「基本善構築ゲーム」の応用展開という関心、それら二つに出るところが大きかったです。同性愛はそのための素材にすぎませんでした。同じ二〇〇五年に、公共政策学会から「市民社会論」で何か書いてくれという依頼に応えて、「法制度の刷新と市民社会」⁽⁵⁴⁾という論文を発表しました。実は、私が「寛容の論法」について書いた初期論文が所収されたのは、今井弘道編『新・市民社会論』（風行社、二〇〇一年）という「市民社会」についての本でした。おそらく、それで引っかけたのではないかと思います。さて、「法制度の刷新と……」論文はバーモント州における同性婚論争をめぐる討議過程を市民社会の動態も含めて描いたものです。今から言えば、思い出深い論文で、ここにも、討議民主政論、市民社会論、同性婚という後にいろいろな機会に触れることになる私の関心のパッケージが既に用意されていたのだなあ、と思います。さらに付け加えますと、留学の直前、二〇〇八年の一月に、当時、早稲田大学で定期開催されていた憲法問題研究会（前述した奥平康弘先生と樋口陽一先生を囲む自主勉強会）の終了後に開催されていた「読もう会」というのがあり、そこで Kenji Yoshino の *Covering: The Hidden Assault on Our Civil Rights* (Random House, 2006) の書評報告をしたことがありました。Yoshino の作品はゲイである彼自身の回顧録であると同時に新しい公民権運動のあり方について問題提起するものでした。しかし、同性愛についての関心というよりも、純粋に Kenji Yoshino という気鋭の憲法学者に関心があって報告対象としたことを覚えています。

留学では、こういった「傾向」にちょっと小休止をいただいた感じがします。憲法改正論や日本国憲法の正統性の議論が主要なテーマとして浮かび上がっていた時期だったからです。二〇一〇年に帰国して五年ほどたつと、例の、同性婚を認めない州法は違憲であると判断した *Obergefell v. Hodges* 事件合衆国最高裁判決 (576 U.S. 644 (2015)) が出ました。二〇一五年は、日本でもはじめてパートナーシップ条例が渋谷区と世田谷区で導入された記念すべき年です。私は、岩波書店の『世界』に *Obergefell* 判決についての「く短エッセイ」を書きましたが、おそらくこのあたりから同性婚訴訟にコミットして行くことになったと思います⁽⁵⁵⁾。

以上、長くなってしまいましたが、留学を終えて帰国した二〇一〇年以降は、憲法改正（あるいは戦後憲法史）と同性婚訴訟を二つの軸として、新聞やテレビニュースに顔を出すようになったと思います。特に、前者の方向性は、いくつかの英語論文になり、また、アメリカ、韓国、台湾などで英語の報告をする機会が一挙に増え、ある意味で私の海外展開用コンテンツの主軸となっています（笑）。同性婚訴訟は、大阪地裁判決を除き、他の地裁判決、ならびに高裁判決の全てが違憲判決でして、意見書の執筆などのご協力も無駄ではなかったと感じています。最近では、同性婚訴訟について、特に今後の立法措置の促進について、政党の勉強会や議員の自主勉強会、*Marriage for All* という団体が主宰する、いわゆる『マリフォー国会』などにも参加し、広義のロビー活動（笑）にも加わっているところです。

横大道… 近年では日本の憲法学者も様々な国際学会に出席したり、国際的な媒体に論文を掲載したりするようになってきています。それらをいち早く実践なされていた駒村先生が「海外展開用コンテンツ」と表現されたことは、非常に重要な意味があると思ったのですが、それはさておき、この時期に慶應義塾内の要職を歴任されたことが、駒村先生の研究に取ってどのようなインパクトを与えたのかについても、お聞かせいただけませんか。

駒村… そうですね。このころ、一介の大学教授から、管理職的な立場にいきなり就きましたね。二〇一二年に、

慶應義塾高等学校の校長をやり、一三年には慶應義塾常任理事となって塾長を支え大学経営に直接関わることになりました。二〇二一年に退任するまで八年間務めました。研究へのインパクトについては、せっかくのご質問なのですが、特にはないですね（笑）。一点あるとすれば、執筆に割ける時間が極端に少なくなりましたので、時間を大切にするようになったことでしょうか。もともと見切り発車で中途半端なものばかり書いてきましたが、それでも時間はかかるものです（笑）。が、常任理事になって生産力が落ちることはなかったと思います。質の低下は大いにあり得ますが、生産力そのものは落ちるところか上がったとすら感じています。三分や一五分を大切にするようになりました。完全にフリーな三日間与えられても、結構、人って何もみませんからね（笑）。

横大道… 管理職的地位にありながら、次々と質の高い業績を刊行される様子を見て、自分も頑張らなければと焦ったことを思い出します。

四 これからの「駒村憲法学」

横大道… あまり紙幅が残されていませんが（むしろ大幅に超過中）、最後に第五期、すなわち、駒村先生の研究の今後について伺いたいと思います。慶應義塾大学を退職後、どのような研究プランを抱えているのか（あるいはいないのか）について、いかがでしょうか。

駒村… 先ほど少し触れましたが、このセクションのタイトルに「駒村憲法学」という表現が見られるので、やはりもう一言だけ触れさせてください。

「駒村憲法学」なんてものではありません(笑)。もし「駒村憲法学」があるとするとするなら、誰にでもその人固有の研究履歴がある以上、誰にでも「……憲法学」と表し得る各人固有の憲法学があるはずです。そのような意味でなら「駒村憲法学」というのもあるんでしょうね、きつと(笑)。もちろん、横大道さんはまさにその意味で用いているのかもしれませんが。だとすれば、勝手に「勘弁してくれよ」と言っている私こそが勘違いしているのであり、そのような勘違いをする背景にはやはりある種の自己顕示欲とか学問的虚栄心があるから「駒村憲法学」という呼ばれ方を返上するフリをするのだな、と思われてしまう。いずれにしても、結構微妙な論点を含むのが「〇〇憲法学」という呼び方です。

私自身の感覚からすると、「〇〇憲法学」がトリビュートとして成立するには、まず燦然と輝く「教科書」ないし「体系書」を著していることが条件になるでしょう。次のその研究者の所説が頻繁に参照され、引用されていなければなりません。私はどちらの条件にも当てはまりません。もちろん、かかる賞賛と權威に敢えて背を向け、異彩を放ち続ける「気になる存在」的な憲法学者もいるでしょうし、実際に、関西、九州、東北あたりに(私が見て)それに当たる人は何名かいました。おもしろいのは、後者の「気になる異彩」は、なろうと思つてなれるものではないし、なったつもりでもひとり合点で無視されているだけだった、という非常に難しいポジショニングである点です。そういう方たちの業績を「△△憲法学」と呼ぶこともできるでしょうし、どちらかというところの方が光栄だったりするのではないのでしょうか。できれば、そういう異彩の陰に隠れて、本番なのにステージの脇で自分だけの隠し芸をやっているような憲法研究者になれたらいいなと思います(笑)。

横大道さんとの対話では、ここ数年間の私のやっていること、神経法学(neuroscience and law, neurolaw)、リベラリズム批判、意味の秩序論、文学裁判と近代などについて議論できませんでした。神経法学については

小久保提題論稿が、意味の秩序論については菅谷提題論稿と吉川提題論稿が扱っておりますので、ご参照ください。最後の「文学裁判と近代」については出版化が進んでおりますが、この対話が活字化される間に間に合わないと思います。教科書のようなものもやりかけてはいるのですが、果てさてどうなるか……。定年退職後の研究生活がどうなるかについてあまり大きな不安はないのですが、教育の現場を失うことがおそらく現時点での最大の懸念事項ですね。

以上の研究の軌跡の上で、さらにやりたいことが次々出てきて、実際に、各方面からお声がけをいただいております。今ここで言及すると後で恥ずかしいことになりかねませんので、控えさせていただきたいと思いますが、七〇歳になったら改めて対話篇で総括できればと思います。そのような素材や話題を提供できるように今少し頑張りたいと思います。

横大道… 最初に私が作成した提題論稿のタイトルは「『駒村憲法学』の軌跡」でしたが、先生からのクレームで「駒村圭吾教授の研究の軌跡」に修正しました（笑）。しかし私としては、駒村先生がお書きになられた様々なご論稿を振り返り、そこに「意味」を見出し、「物語」を付与するとしたら、やはり「駒村憲法学」という名称がしつくりきます（笑）。ここは解釈の違いですね。

私にとっての駒村先生は、（その文体を含め）「⁽⁵⁶⁾気になる異彩」どころか、⁽⁵⁷⁾“fixed star in my constitutional constellation”であり続けています。今後も健康を何より大切になさって、ますますのご活躍をなされることを心より楽しみにしております。たくさんさんの思い出話と共に、「駒村憲法学」という「素敵ななぞ⁽⁵⁷⁾」と向き合い、時には批判していききたいと思います。

【この対話は二〇二五年一月一三日時点のものである】

- (1) 駒村圭吾『権力分立の諸相——アメリカにおける独立機関問題と抑制・均衡の法理』(南窓社、一九九九年)。駒村の独立行政委員会および権力分立研究の今日的な意義については、本号の瑞慶山広大の論文と対話篇を参照。
- (2) 駒村圭吾「アメリカにおける独立行政機関と権力分立——中央銀行の独立性の理論的基礎に向けて」白鷗法学一六号(二〇〇〇年)三二頁。なお、駒村本人から、わざわざ著名教授に独立行政委員会の論点について尋ね、「解決済み」だと言質を取ってきた旨を駒村に伝えてきた学友がいた、というエピソードを聞いたことがある。
- (3) 駒村「アメリカにおける独立行政機関と権力分立」・前掲注(2)三二頁。すでにこの段階で「統治制度の設計」に関心が向いていたことには驚かされる。詳細に触れる余裕はないが、たとえばこの問題関心に基づく研究成果として、二〇年後の駒村圭吾『待鳥聡史編』『統治のデザイン——「日本の憲法改正」を考えるために』(弘文堂、二〇二〇年)などがある。
- (4) 某大企業から内定をもらっているが急遽進路変更をして大学院進学を決めたという駒村が、当初からそこまでの鋭い問題意識を持っていたとは考えにくいからでもあるが、これは駒村を過小評価しすぎであろうか。
- (5) 駒村が初めて論文を公表したのは一九八九年であるが、この年に前掲注(1)に所収されることになる「独立行政委員会の『独立』の正当性——合衆国最高裁判所判例の動向と現状」法学政治学論究三号(一九八九年)四五頁以下と、「アメリカ放送法制における『公平原則』の衰退——表現の自由論の一環として」慶應義塾大学新聞研究所年報三三号(一九八九年)九五頁以下を公表している。なお、実は後者の論文の刊行が先行している(前者が一二月で後者が九月)。駒村のデビュー作は、表現の自由の論文だったのである(その前にも短い書評などを公表している)。
- (6) 駒村圭吾『ジャーナリズムの法理——表現の自由の公共的使用』(嵯峨野書院、二〇〇一年)三三八頁。また、駒村圭吾「根岸政治学に関する若干の考察——私的回顧と憲法学からの管見」法学研究七七卷一二号(二〇〇四年)九七—九八頁も参照。
- (7) 例えば、駒村圭吾「表現の自由の経済学的分析——いわゆる『法と経済学』的手法の憲法学的領域への応用可能性」慶應義塾大学新聞研究所年報四〇号(一九九三年)七三頁以下では、日本でいち早くこの表現の自由の経済的分析が試みられた。
- (8) 駒村『ジャーナリズムの法理』・前掲注(6)。

- (9) 駒村圭吾『生命・人間・倫理』の憲法論(1)～(3)——『中絶の自由』・『延命治療拒否権』が提起した倫理的問題に関する憲法学的考察」白鷗法学一号(一九九四年)一四七頁以下、同三号(一九九五年)九九頁以下、同四号(一九九五年)八二頁以下。ちなみにこの連載は未完のままであり、続刊が待たれる。
- (10) 駒村「生命・人間・倫理」の憲法論(1)・前掲注(9)一五一―一五二頁。
- (11) その後の「法哲学」的な論文として、渡辺忠二河原文敬二駒村圭吾二本村雅一「国家・道徳・中立性(1)～(2・完)——S・A・ガードバウム論文をきっかけに」白鷗法学五号(一九九六年)二八七頁以下、同六号(一九九六年)三二一頁以下、駒村圭吾「公民的共和制構想と価値衝突——マイケル・サンデルを超えて」白鷗法学九号(一九九七年)八五頁以下などがある。
- (12) 「駒村圭吾サブゼミ」『SFC生のパワーに誘い込まれた』(二〇〇二年六月二一日) <https://sfcc.jp/net/2002/06/4193/>
- (13) 新たに創設された白鷗大学法学部の同僚——共著や共訳をしたことがある阿部信行、荒木教夫、河原文敬ら——との交流によるものか、それとも、「たまたま同じ非常勤先の講師室で知り合い、以後、東京法哲学研究会などでその警咳に接している」という井上達夫教授の影響であろうか(駒村「ジャーナリズムの法理」・前掲注(6)三三八頁)。なお、本文引用のインタビュー記事では、「寛容な社会」への関心が語られているが、それを直接論じた論文は、駒村圭吾「寛容の論法——善の解釈的開放性」今井弘道編『新・市民社会論』(風行社、二〇〇一年)三二九頁以下である。
- (14) 周知のとおり同連載は、加筆修正のうえで、駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回——憲法的論証を求めて』(日本評論社、二〇一三年)として刊行され、法科大学院生にとって必読文献の一つとしての地位を確立させている。
- (15) 短いながらも、駒村の法科大学院教育についてのスタンスを示すものとして、駒村圭吾「憲法判例の Reverse Engineering」三色旗六七二号(二〇〇四年)が筆者の記憶に残っている。この論文では、法科大学院時代においてなお、いまだからこそ、憲法理論が重要であることが強調されている。
- (16) 【駒村注】この「駒村憲法学」という表現に対する違和感については、吉川智志氏との対話篇の「一」を参照されたい。もつとも、常に辛口でクールな横大道氏が「駒村憲法学」に魅了された」とまでお書きいただき、へたを

すると彼の学者生命を危殆に瀕せしめるような蛮勇をもって語ってくださっていることに敬意を表し、ここは聞き流すふりをしたいと思う。

(17) 筆者が大学院生の頃だったと思うが、駒村との雑談のなかで、「アメリカの連邦最高裁判所の判例を丹念に追って研究していても、判事が変わってまったく違う判断が出たりすると虚しくなる」旨の発言があったことを記憶している。この発言は、アメリカの判例・学説を丹念に追い検討を加えていくというオーソドックスなアメリカ憲法研究方法の限界あるいは決別を意識していたのだろうか。実際、その後の駒村のアメリカ憲法研究は、判例・学説の渉猟的研究というよりは、個別の判例・学説を深く読み込むスタイルになっている。そのような代表作として、駒村圭吾「危機・憲法・政治の“Zone of Twilight”」奥平康弘・樋口陽一編『危機の憲法学』（弘文堂、二〇一三年）一四三頁以下を参照。ただ駒村は、「私はどんなに親密な人に対しても、最も関心のあることは教えないのもちろん、第三順位よりも下位にあることしか打ち明けない。あとは秘密にしておいて、まだ先があるかのような外観を取り繕って茶を濁すことにしている」と述べていることからすると（駒村圭吾「自分自身」をひろい読みする）法学セミナー四一九号（二〇一五年）三〇頁）、上記の発言は必ずしも駒村の真意ではなかった可能性があるが。

(18) ちなみに駒村は、私が大学院生の頃に、ロナルド・ドウォーキンの『法の帝国』を読むというサブゼミを開講していた。そこで駒村の指導を受けながらも、残念ながら私には法哲学的な素養は身につかなかったが、そこでの雑談(?)で、「別にドウォーキンを尊敬しているわけではない。俺が尊敬しているのはパティシエの辻口博啓だ」という趣旨の発言をされたことがなぜか記憶に残っている（その真意をいまだ確かめたことはない）。

(19) 駒村圭吾「討議民主政の再構築——民主主義をめぐる『合意モデル』と『挑戦モデル』」中村陸男・大石眞編『上田章先生喜寿記念論文集 立法の実務と理論』（信山社、二〇〇五年）が代表的である。

(20) 駒村圭吾「道徳立法と文化闘争——アメリカ最高裁におけるソドミー処罰法関連判例を素材に」法学研究七八巻五号（二〇〇五年）八三頁以下が初期の代表作であり、その発展先に、性的マイノリティ問題に対する駒村憲法学の切り口である「意味の秩序」論が登場する。駒村圭吾「意味の秩序」と自由「曾我部真裕・赤坂幸一編『大石眞先生還暦記念論文集 憲法改革の理念と展開（下）』（信山社、二〇一二年）一七一頁以下、駒村圭吾「意味の秩序」と平等」憲法理論研究会編『危機的状况と憲法（憲法理論叢書20）』（敬文堂、二〇一二年）一二九頁以下など。意味の

秩序論については、本号の菅谷麻衣論文および対話篇を参照。

(21) この二つをさらに結び付けた研究として、駒村圭吾「熟議の担い手としての議会と裁判所」西原博史編『立法システムの再構築（立法学フロンティア第2巻）』（ナカニシヤ出版、二〇一四年）三六頁以下も参照。

(22) とりわけ、駒村圭吾「九条の命運」小林よしのり・井上達夫・山尾志桜里・駒村圭吾・曾我部真裕「ゴ－宣（憲法）道場I白帯」（毎日新聞出版、二〇一八年）、駒村圭吾・山尾志桜里「真の立憲主義と憲法改正の核心」山尾志桜里「立憲的改憲」（筑摩書房、二〇一八年）三〇五頁以下、駒村圭吾「主権者を疑う——統治の主役は誰なのか？」（筑摩書房、二〇一三年）など。

(23) 駒村圭吾「近代との決別、物語への回帰——自民党『日本国憲法改正草案』はいかなる意味で、立憲主義の危機なのか」奥平康弘・愛敬浩二・青井未帆編『改憲の何が問題か』（岩波書店、二〇一三年）三二頁以下。

(24) 駒村圭吾「安保法案と、九条の環」長谷部恭男・杉田敦編『安保法制の何が問題か』（岩波書店、二〇一五年）一三頁以下、駒村圭吾「7・1閣議決定と集団的自衛権行使の限定的容認——日本型法文統治の『歴史的支離滅裂』」論究ジュリスト一七号（二〇一六年）一〇〇頁以下、Keigo Komamura, *Constitution and Narrative in the Age of Crisis in Japanese Politics*, 26 WASH. INT'L. J. 75 (2017).

(25) 駒村圭吾・待鳥聡史編著『憲法改正』の比較政治学』（弘文堂、二〇一六年）。同書所収の「憲法改正」への視座」三八頁。

(26) 駒村「主権者を疑う」・前掲注(22)は、市民運動の本でもある（特に第四章）。同書の執筆動機として、「CCR Cインタビュー」駒村圭吾法学部教授「主権者を疑う——統治の主役は誰なのか？」慶應義塾大学サイバー文明研究センター（二〇一三年九月七日）https://www.ccr.keio.ac.jp/interview_prof_komamura/を参照。同書にのっている本号の倉持麟太郎論文を参照。駒村の市民社会論として、see Keigo Komamura, *Article 9 meet Civic Activism: Reflection on the Sengawa Case in JAPANESE CONSTITUTIONAL REVISIONISM AND CIVIC ACTIVISM* 13 (Helen Hardacre, et. al. ed., 2021) また、駒村圭吾「ふらは、リベラル」憲法問題三六号（二〇一五年）一四〇頁以下も参照。

(27) 駒村は、「中でも裁判の実務に関わってほしいという呼びかけには原則応ずることになっている。書齋で組み立てた自分の理論が現実社会に影響力を持ち得るか、それを確かめる最高のテストの場であるからである」と述べている

通り(駒村圭吾「褪色する『家族の肖像』の前に立ちすくむ憲法」三田評論 online (二〇一九年一月一九日) <https://www.mita-hyoronkeio.ac.jp/featured-topic/2021/11-3.html>)、これまでも同性婚訴訟以外の憲法訴訟にも関わってきたが(例えば、駒村圭吾「国家・教師・生徒——国旗国歌起立斉唱事件「意見書」補遺」法学研究八七巻二号(二〇一四年)四七頁以下)、特に同性婚問題にコミットしているというのは衆目の一致するところであろう。

(28) 留学記として、駒村圭吾「プリンストン大学とロー・スクール——あるいは、Living Carelessly in Princeton and Elsewhere」法学セミナー五四巻一号(二〇〇九年)三四頁以下、駒村圭吾「日本研究としての改憲論——ハーヴァード大学ライシャワー研究所における憲法改正研究プロジェクト」法学セミナー五五巻五号(二〇一〇年)四六頁以下を参照。

(29) 特に、駒村「日本研究としての改憲論」・前掲注(28)。

(30) これらの経験について駒村は、「法律学というタコツボ・ディシプリンの代表のような学問をしてきた者には、目からウロコの経験をさせていただいております」と述べている。【対談】——研究の新しい未来を切り拓く——駒村圭吾(KGRI初代所長)／安井正人(KGRI新所長)「慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート(二〇一九年一月二二日) <https://www.kgri.keio.ac.jp/news-event/050951.html>

(31) I O B S 編「駒村圭吾編集代表」インターネット・オブ・ブレインズの法——神経法学の基礎と事例研究』(日本評論社、二〇二五年) i 頁、七頁。同書は、法学セミナー誌での連載の書籍化である。

(32) 近時に限定しても、韓国の東国大学と韓国脳科学研究所でワークショップ(二〇二五年八月)、台湾の中央研究院(Academia Sinica)と国立台湾大学での講演(二〇二五年三月)、スイス・ジュネーブのHybrid Mind Conference への登壇(二〇二四年一〇月)、スペイン・マドリッド開催のInternational Society of Public Laws (I C O N S) での報告(二〇二四年七月)、アメリカ・ボルチモア開催のInternational Neuroethics Society でのパネルセッション(二〇二四年四月)などがある。

(33) 「家族と憲法——L G B T Q と法と社会」講師・駒村圭吾氏「マガジン 9 (二〇二四年八月七日) <https://magaz.jp/240807-5/>」続けて、「ただ、昔から性的マイノリティの問題に関心があつて、2015年に米国の連邦最高裁判所が同性婚を認めない州法を連邦憲法違反とした『オーバーゲフェル判決 (Obergefell v. Hodges 事件判決)』に

ついで論評を書いたことから、この同性婚の分野の仕事が舞い込むようになりました」と述べている。ここで言及されているのは、駒村圭吾「同性婚と家族のこれから——アメリカ最高裁判決に接して」世界八七三号（二〇一五年）二三頁以下であろう。

(34) 主要な憲法学の学会の一つである全国憲法研究会の代表（二〇二一～二〇二三年）に選出されたことが示しているように、駒村は、伝統的な憲法学界からの評価を確立させている。なお、「伝統的な憲法学者」の仕事の一つとして、教科書・体系書の執筆がある（と思われる）。実は駒村は、それほど教科書の執筆に熱心ではないように見受けられる。確かに、二〇一四年に刊行し、版を重ねている駒村圭吾編『プレステップ憲法』（弘文堂、二〇一四年）（現在は第四版、二〇二四年）などがあるが、同世代の「伝統的な憲法学者」に比べると圧倒的に少ない印象を受ける。そうしたなかで駒村の教科書・体系書の記述が厚く示されているのが、長谷部恭男編『注釈日本国憲法』（有斐閣）の四巻本である（現在、四巻のうち二巻と三巻のみ刊行済み）。

(35) 駒村はある座談会（座談会 人類の可能性を開拓する総合知の未来」三田評論一二六四号（二〇二二年）で、「法学では『意思』や『人格』というのはとても重要な基本概念で、しかもそういったものは『自律している』、『自律しているべきだ』という前提に立って今まで議論してきました。でも、どこかで嘘くさいものをずっと感じていたところ、意思や人格の自律性をゆさぶる脳科学に出会いました」と述べている。

(36) 駒村圭吾編『Liberty 20——自由論のバージョン・アップはありうるのか?』（弘文堂、二〇二三年）。

(37) 駒村は自身の人権基礎論について、佐藤幸治からの強い影響を語っている。駒村圭吾「書評『現代立憲主義と人権の意義』…「人格的自律権構想を振り返る」を振り返る…佐藤幸治教授の応答に触発されて認める消息」書斎の窓六九三号（二〇二四年）五五—五七頁。駒村圭吾「人格的自律権構想を振り返る——憲法とその外部」公法研究七八号（二〇一六年）一頁以下。

(38) 駒村圭吾＝古見俊哉編『戦後日本憲政史講義——もうひとつの戦後史』（法律文化社、二〇二〇年）、Keigo Komamura, *Legitimacy of the Constitution of Japan: Redux* (2010) https://projects.ig.harvard.edu/files/crrp/files/komamura_constitutionlegitimacy.pdf; Keigo Komamura, *Imposed Revolution?: "August Revolution," "Imposed Constitution," and the Identity of the Constitution of Japan in Deciphering the Genome of Constitutionalism: The*

FOUNDATIONS AND FUTURE OF CONSTITUTIONAL IDENTITY 150 (Ran Hirschl & Yaniv Roznai ed. 2024) などであるが、英語で執筆されたものが多いという特徴がみられる。そこにはいかなる理由が存しているのだろうか。また駒村は、「慶應大学法学部に進んだのは、歴史が択一式で入試科目に数学が入っていたからです。私は歴史が大の苦手でしたから」と述べたことがあるが(駒村「駒村圭吾サブゼミ『SFC生のパワーに誘い込まれた』」・前掲注(12)、その駒村に憲制史への興味を与えたきっかけはいかなるものだったのだろうか。

(39) 駒村圭吾「文学裁判とふたつの近代批判——『チャタレイ夫人の恋人』事件判決」駒村圭吾編『テキストとしての判決——「近代」と「憲法」を読み解く』(有斐閣、二〇一六年)二七頁以下、駒村圭吾「ロレンスからサドへ——あるいは、文学裁判から憲法裁判へ」松井茂記「長谷部恭男」渡辺康行編『阪本昌成先生古稀記念論文集 自由の法理』(成文堂、二〇一五年一〇月)七六三頁以下、駒村圭吾「法解釈の技術」と「文化現象の真実」——猥褻表現規制と弁護士・大野正男」辻村みよ子「長谷部恭男」石川健治「愛敬浩」編『国家と法』の主要問題』(日本評論社、二〇一八年)二〇五頁以下、駒村圭吾「『宴のあと』事件再訪——事実と虚構、政治と私事」愛敬浩二「蟻川恒正」阪口正二郎編『中島徹先生古稀記念論集 憲法学の領分』(日本評論社、二〇二五年)一八九頁以下など。

(40) 駒村編『テキストとしての判決』・前掲注(39)ii頁。

(41) 「伝統的な憲法学者」は、自身の業績を論文集といったかたちで書籍化することが多い。多岐に亘る駒村の研究を、駒村自身が整理・編成、加筆修正を加えて論文集を編めば、「駒村憲法学」をより理解できることになるはずである。近刊を期待したい。

(42) 【駒村注】そして、もちろん、もう一人の参照点は、ジョン・ロールズである。ロールズの哲学と本文に挙げた特にサンデルなどの議論を素材に、当時の私の法哲学的な立場(あくまでも「的な」)は、吉川智志氏との対話篇の「二」で若干言及してあるので参照されたい。

(43) 対談の内容は掲載されていないが、千葉勝美元最高裁判事の講演「司法部の立ち位置と最高裁憲法判例の展開」は、憲法理論研究会編『憲法理論叢書② 岐路に立つ立憲主義』(敬文堂、二〇一八年)六九頁以下に掲載されている。

(44) このようなアプローチは、駒村圭吾編『テキストとしての判決』・前掲注(39)に明確に引き継がれている。近時ものとして、駒村圭吾「国家神道と政教分離」島蘭進編『国家神道と天皇制——憲法・君主制・宗教』(東洋経済

新報社、二〇二五年）二九五頁以下も参照。

- (45) ハーデカー教授には、駒村先生のご紹介で、新井誠＝小谷順子＝横大道聡編『地域に学ぶ憲法演習』（日本評論社、二〇一一年）に所収された「憲法改正へのショートカットとしての行政法の改正——アメリカ人から見た日本国憲法の現状」という論稿を寄稿いただいたことがある（初出は法学セミナー五六巻二号（二〇一一年）五四頁以下）。
- (46) 【駒村注】この時の問題意識の一部は、一五年後に、駒村「国家神道と政教分離」・前掲注（44）に結実している。
- (47) ハーヴァード・ライシャワー日本研究所「日本憲法改正プロジェクト」のウェブサイト [https://rjstfas.harvard.edu/ja/initiatives/crrp] を参照。
- (48) Keigo Komamura, *Article 9 Meets Civic Activism: Reflection on the Sunagawa Case*, in HELEN HARDACRE, TIMOTHY S. GEORGE, KEIGO KOMAMURA, AND FRANZISKA SERAPHIM eds., *JAPANESE CONSTITUTIONAL REVISIONISM AND CIVIC ACTIVISM* (Lexington Books, 2021).
- (49) Keigo Komamura, *Imposed Revolution?: "August Revolution," "Imposed Constitution," and the Identity of the Constitution of Japan*, in RAN HIRSCHL & YANIV ROZNAI eds., *DECIPHERING THE GENOME OF CONSTITUTIONALISM: THE FOUNDATIONS AND FUTURE OF CONSTITUTIONAL IDENTITY* (Comparative Constitutional Law and Policy) (Cambridge University Press, 2024).
- (50) 【駒村注】帰国直前、ライシャワー研究所に設置された「憲法改正研究プロジェクト」の諮問委員会委員に就任するお誘いをハーデカー教授からいただき、お引き受けした。また、帰国直前にハーヴァード・クラブで送別会を開いていたとき、私の妻以外に一二名のゲストを招待してもいいというありがたいオファーをいただいた。望外の厚遇に理由を尋ねてみると、「ケイゴはちゃんと授業に出て、毎回貢献してくれた。院生の面倒も見てくれたし。珍しいタイプだから」と言って下さった。その院生とは、我が家のアパートで『太政官日誌』や明治時代の新聞などを二人で講読し、一緒にピザを食べるという勉強会をやった思い出がある。英語でやるのでいい修行になった。彼は、現在、オタワ大学のファカルティである。また、後に公私を通じて交流することになるヨンセイ大学のキム・ソンホ教授（政治思想）との出会いもハーヴァードでの報告会であった。
- (51) 駒村圭吾「近代との決別、物語への回帰——自民党『日本国憲法改正草案』はいかなる意味で、立憲主義の危

- 機「なか」奥平康弘『愛敬浩二』青井未帆編『改憲の何が問題か』（岩波書店、二〇一三年）三二頁以下。
- (52) 岡田順太『関係性の憲法理論——現代市民社会と結社の自由』（丸善書店、二〇一五年）など。
- (53) 駒村圭吾『道徳立法と文化闘争——アメリカ最高裁におけるソドミー処罰法関連判例を素材に』法学研究七八巻五号（二〇〇五年）八三頁以下。
- (54) 駒村圭吾『法制度の刷新と市民社会——米国ヴァーモント州における同性婚論争の帰趨』公共政策研究五号（二〇〇五年）九六頁以下。
- (55) 駒村・前掲注(33)。
- (56) 駒村圭吾『【講演録】福澤先生ウエーランド経済書講述記念講演会・二一世紀の「モラル・バックボーン」——福澤における「自由」「幸福」「蛆虫の身分」』三田評論一三〇一号（二〇二五年）五二頁以下を参照。
- (57) 駒村圭吾『人権は何でないか——人権の境界画定と領土保全』井上達夫編『講座 人権論の再定位5 人権論の再構築』（法律文化社、二〇一〇年）五三頁。